9. 環境省

- 01 循環型社会づくりビジネス支援事業
- 02 環境研究総合推進費
- 03 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
- 04 自然環境整備交付金<自然公園等事業の一部>
- **05** 地域コーディネーター活用事業交付金 (生物多様性の保全・活用による元気な地域 づくり事業の一部)

施策名	循環型社会づくりビジネス支援事業	予算額(百万円)	180
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	循環型社会形成	推進基本法第9条	
概要	民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難 だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない 循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立 と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。		
対象者	民間事業者		
対象事業	以下のテーマにつき、ビジネスモデルとしての成立条件等について、モデル事業等を通じて調査を行う。 ○廃プラスチックリサイクルの品質向上支援事業 リサイクル製品製造事業者が再生資源に求める品質調査、リサイクル製品高品質化モデル事業 ○使用済製品等のリユースビジネス支援事業 市町村と事業者の連携による粗大ごみのリユースモデル事業等 ○自動車リサイクル連携高度化支援 自動車解体業者をはじめとする関係者の連携による解体・選別・リサイクルの高度化試行及びその経済合理性の検証		
支援内容	○各テーマに沿ったモデル事業等の実施 ○事業成果の公表による、ビジネス確立に向けた技術的支援		
変更の ポイント		_	
支援手続 スケジュー ル (予定でも可)	①各テーマに沿ったモデル事業等について、環境省が必要に応じてプランを募集 ②①の結果に応じ、環境省が調査事業仕様書を作成、調査会社に発注 ③調査終了後、成果物を公表		
備考		_	
連絡先	環境省 TEL: 03-550 リサイクル推進室 FAX: 03-359 URL:		

施策名	環境研究総合推進費	予算額(百万円)	8, 007		
		区分(新規・継続・変更)	変更		
根拠法令等	第3期科学技術基本計	第3期科学技術基本計画、第3次環境基本計画			
概要	政府全体における研究・技術開発の重点2本柱の一つである「グリーン・イノベーション」を推進する一環として、研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発、及び環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、環境分野における分野横断的な研究開発を強化・推進していく。				
対 象 者	国内の研究機関等に所属する研究者。なお、研究機関等とは以下のいずれかに該当するもの。 ア. 国立試験研究機関 イ. 独立行政法人 ウ. 大学(国公私立問わず。)、高等専門学校 エ. 地方公共団体 オ. 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人 カ. 民間企業 キ. その他の団体(日本の法人格を有しているもの。)				
対象事業	ア. 戦略的研究開発領域(トップダウン型):				
支援内容	(委託費) 100% (補助金) 50%、100%				
変更の ポイント	個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、より優良な提案を募ることを可能とすることにより、これらの研究開発を強化する。				
支援手続 スケジュー ル (予定でも可)	研究開始年度の前年度の10月頃に新規課題の公募を開始し、事前評価を経て採択課題が決定される。				
備考		_			
連絡先	環境省 TEL: 03-55 総合環境政策局総務課 FAX: 03-35 環境研究技術室 URL: http://		suishinhi/index.html		

施策名	小扫描地去八井园体丛体社体表生塔飞楼或去类	予算額(百万円)	500	
施 束 名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	区分(新規・継続・変更)	継続	
根拠法令等	特会法第85条	特会法第85条第3項第1号ハ		
概要	小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、低炭素対策技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。			
対 象 者	・小規模地方公共団体 (都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及び公共団体。) ・小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイ 団体			
対象事業	小規模地方公共団体の施設へ先進的な低炭素技術する事業。 (1)地方公共団体向け 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に設備を率先的に導入する取組のうち、CO2削減効設定等の必要な費用の一部を補助する。 (2)地方公共団体の施設へシェアード・セイビ間事業者向け 小規模な地方公共団体が、シェアード・セイビ入により自らの施設に高いレベルでの省エネ化を設備の導入等に必要な費用の一部を補助する。	こ、先端的な再生可能エ 果や普及啓発効果に優れ ごングス・エスコ事業を ごングス・エスコ事業を	ネルギー・省エネルギー れたものに対して、設備設 用いて省エネ化を行う民 活用し、高効率設備の導	
支援内容	・事業費の1/2を補助。			
変更の ポイント	-	_		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	公募期間:平成23年4月15日~平成23年5月23日 事業の予定: ① 地方公共団体が必要書類を作成し交付申請書を提出。(5月23日まで) ② 地方公共団体より提出された内容を環境省が審査し、交付決定を行う。(6月中旬)			
備考	-	_		
連絡先	環境省 TEL: 03-552 地球環境局 FAX: 03-358 地球温暖化対策課 URL:			

施策名	自然環境整備交付金 <自然公園等事業の一部>	予算額(百万円)	678
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	自然公園法、鳥獣の保護及び	・ が狩猟の適正化に関する。	去律
概要	都道府県等が国定公園等において実施する自然環境の保全や再生、自然とのふれあいを求める 国民のニーズに対応した安全で快適な公園利用施設の整備を支援するもの。		
対 象 者	交付先:都道府県 ※市町村が事業主体の事業も交付対象	に含む。	
対象事業	自然環境整備計画に位置づけられた以下の事業 〇国定公園における公園事業 道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、 桟橋、公衆便所、博物展示施設、植生復元施 〇国定公園における生態系維持回復事業 生態系維持回復事業計画に基づく施設整備 〇長距離自然歩道(国立、国定公園区域外)に 歩道、橋、標識類、路傍休憩地等の整備(但 ※都道府県が事業主体の事業は、内閣府に創設	園地、避難小屋、休憩所 設、自然再生施設等の整 おける整備事業 し、市町村が事業主体の	事業に限る※)
支援内容	〇都道府県が作成する自然環境整備計画に位置 45%を上限に都道府県へ交付金を交付	づけられた交付対象事業	に対し、総事業費の
変更の ポイント		_	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	交付手順等は、以下のとおり。 ①都道府県が市町村等と調整のうえ、自然環境 円以上)を作成し、環境省へ提出。 ②環境省が、当該計画に対する交付金の交付及 府県へ通知。 ③都道府県が、整備計画に記載されている交付 申請。 ④環境省が交付申請内容の審査を行い、交付金 ⑤都道府県等が事業を実施し、終了後に実績報 ⑥環境省が交付額を確定し、交付金を交付。	び限度額について判断し 対象事業の進捗状況にあ の交付決定を都道府県へ	、その結果を当該都道わせ、単年度毎に交付
備考	-	_	
連絡先	環境省 TEL: 03-5 自然環境局 FAX: 03-3 自然環境整備担当参事官室 URL:		

+	地域コーディネーター活用事業交付金	予算額(百万円)	80	
施策名	(生物多様性の保全・活用による 元気な地域づくり事業の一部)	•	区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	_			
概要	地域の主体的なエコツーリズム推進の取組をめ、地域の活性化につなげる。このため、エコツーリズムの推進に意欲的な源調査、地域の特性を活かしたプログラム・一部を国が支援する。	な地域	協議会が地域コーディ	ネーターを活用し、資
対 象 者	次の要件をすべて満たした地域協議会。 ア 地域協議会が地域の多様な主体から構成 地域の市町村が参加していること。 イ 地域協議会としての、意思決定の方法、 理方法及び責任者、公印の管理及び使用のが 約その他の規定が定められていること。(3	,事務 方法及	処理及び会計処理の方 び責任者、内部監査の	法及び責任者、財産管 方法等を明確にした規
対象事業	地域協議会がコーディネーターを活用してぞ・推進体制の整備・強化・資源調査・ルールの作成・推進マニュアルの作成・ガイダンス及びプログラムの作成・エコツアーの企画・モニタリング及び評価手法の作成・人材育成・広報	ううエ	コツーリズムの推進に	関する以下の事業。
支援内容	以下のうち最も少ない額に補助率2分の1をア 総事業費から寄付金その他の収入額を打 事業の実施に係る経費のうち、交付金のウ 限度額 1,600万円	空除し	た額	費
変更の ポイント		_		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	交付を受ける手順は次のとおり。 ア 地域協議会が事業計画書等により応募申請を行い、環境省が事業採択。 イ 地域協議会がアで採択された事業につき交付申請を行い、環境省が交付決定。			
備考		_		
連絡先	環境省自然環境局総務課 TEL: 0 自然ふれあい推進室 FAX: 0 URL: <u>b</u>	03-350	8-9278	press.php?serial=13690